

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則……（教育庁文化財・博物館課） 62

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……（情報政策課） 62

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……（循環型社会推進課） 63

○土地改良区の役員の住所変更の届出……（農業施設管理課） 64

○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課） 64

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課） 64

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課） 64

○土砂災害警戒区域の指定……（維持管理防災課） 65

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（維持管理防災課） 65

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…… 65

規 則

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第72号

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立美術館条例施行規則（昭和63年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

条例第4条第1項の観覧料は、観覧前に、次に掲げるいずれかの方法により納付しなければならない。

(1) 条例第1条の美術館の窓口において現金で納付する方法

(2) 館長の交付する納入通知書により納付する方法

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2（第2号に係る部分に限る。）

の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

附 則

1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の承認に係る観覧料についての北海道立美術館条例施行規則の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、この規則による改正前の北海道立美術館条例施行規則第2条第1項中「地方自治法施行令」とあるのは「地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）第4条の規定による改正前の地方自治法施行令」と、「地方自治法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法」とする。

告 示

北海道告示第803号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年12月28日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア（入札番号1）パーソナルコンピュータ 一式 204台分

イ（入札番号2）パーソナルコンピュータ 一式 2台分

ウ（入札番号3）パーソナルコンピュータ 一式 2台分

エ（入札番号4）パーソナルコンピュータ 一式 55台分

オ（入札番号5）パーソナルコンピュータ 一式 3台分

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 令和4年3月25日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和3年12月28日（火）から令和4年1月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から同月31日まで並びに令和4年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁塔屋共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課）
 - (2) 入札日時 令和4年2月7日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月4日（金）までに必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
 - 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
 - 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
 - (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 電話番号 011-204-5980
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
 - a Personal Computer 204 sets
 - b Personal Computer 2 sets
 - c Personal Computer 2 sets
 - d Personal Computer 55 sets
 - e Personal Computer 3 sets
 - B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 7, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than February 4, 2022)
 - C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Strategies for the Next Generation, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5980

北海道告示第804号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によっ

て汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年12月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市仲町15番の一部、16番3の一部、33番の一部、47番1の一部、70番1の一部、89番1の一部、91番の一部、94番の一部、106番1の一部、109番の一部、110番の一部、117番1の一部、120番1の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項後段の規定により、苫前土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

令和3年12月28日

北海道知事 鈴木直道

- 理事・監事の別氏名住所
変更前変更後
理事伊藤博 苫前郡苫前町字長島808番地 苫前郡苫前町字古丹別176番地の5

北海道告示第806号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年12月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字富里231・238の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第807号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年12月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 二海郡八雲町・茅部郡森町・瀬棚郡今金町・久遠郡せたな町（以上4町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第808号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年12月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 厚真町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第809号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 令和3年12月28日 北海道知事 鈴木直道 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 正和沢川右股川（Ⅰ－34－0880） 2 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡日高町字正和（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第810号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。	令和3年12月28日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 正和沢川左股川（Ⅰ－34－0870） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 沙流郡日高町字正和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 佐々木の沢川（Ⅱ－34－0890） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 沙流郡日高町字正和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	道教育庁教育局告示 北海道教育庁オホーツク教育局告示第52号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年12月28日 北海道教育庁オホーツク教育局長 野上義秀 1 落札に係る物品等の名称及び数量 タブレット端末 一式 7台分 2 落札を決定した日 令和3年12月2日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 伴ビジネス有限公司 (2) 住所 斜里郡斜里町光陽町15番地17 4 落札金額

427,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年10月26日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第43号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目
